

平成 26 年

赤平市議会第2回定例会会議録（第2日）

6月11日（水曜日）午前10時00分 開 議
午後 1時31分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
1. 太田常美議員
2. 植村真美議員
3. 向井義擴議員
4. 五十嵐美知議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏名	件名
			について 5. 市制60周年を祝う環境づくりについて
3	1	向井 義擴	1. 定員適正化計画について 2. 定住自立圏構想について
4	6	五十嵐美知	1. 自主財源と標準税率の考え方について 2. 胃がん撲滅の取り組みについて 3. 歩行者の安全・安心対策について

順序	議席番号	氏名	件名
1	2	太田 常美	1. 人口減少対策について 2. 少子化対策について 3. 遊具の安全性について
2	3	植村 真美	1. 地域ぐるみで取り組む読書習慣の向上について 2. さらなる市外との連携について 3. 歴史文化遺産保存について 4. 市職員研修のあり方

○出席議員 9名

- 1番 向井 義擴 君
2番 太田 常美 君
3番 植村 真美 君
4番 竹村 恵一 君
5番 若山 武信 君
6番 五十嵐 美知 君
7番 菊島 好孝 君
8番 北市 勲 君
9番 獅畑 輝明 君

○欠席議員 0名

” 総務議事 野呂律子君

○欠員 1名

” 担当主幹 伊藤彰浩君

10番

総務議事
係長

○説明員

市長	高尾弘明君
教育委員会委員長	山田和裕君
監査委員	小椋克己君
選挙管理委員会 委員長	壽崎光吉君
農業委員会会長	野村繁君
副市長	浅水忠男君
総務課長	町田秀一君
企画財政課長	伊藤寿雄君
税務課長	下村信磁君
市民生活課長	野呂道洋君
社会福祉課長	永川郁郎君
介護健康推進課長	斉藤幸英君
商工労政観光課長	伊藤嘉悦君
農政課長	菊島美時君
建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	横岡孝一君
会計管理者	片山敬康君
市立赤平総合病院 事務長	實吉俊介君
教育委員会 教育長	多田豊君
” 学校教育 課長	相原弘幸君
” 社会教育 課長	蒲原英二君
監査事務局長	大橋一君
選挙管理委員会 事務局長	井波雅彦君
農業委員会 事務局長	菊島美時君
○本会議事務従事者	
議会事務局長	栗山滋之君

(午前10時00分 開 議)

○議長(若山武信君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、6番五十嵐議員、9番獅畑議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、大綱1、人口減少対策について、2、少子化対策について、3、遊具の安全性について、議席番号2番、太田議員。

○2番(太田常美君) [登壇] 通告に基づきまして、質問させていただきますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

大綱1、人口減少対策について、①、市外地域からの移住対策について。人口減については、国も各都道府県も全てが抱えている問題であります。この日本で北海道全体で各市町村がしのぎを削り、市外地からの移住対策について若い世代に移住してもらえるような施策をとっております。赤平市でも若い世代や高齢者にいろいろと考えております。例えば高齢者には一部除雪費の援助とか、またおためし暮らしということで実際にそこに住んでいただいて体

験して赤平市に住んでいただくというような赤平市単独としては新規施策を含めさまざまな事業展開をされておりますが、単に単独市の取り組みも限界があり、定住自立圏構想を機に広域的な取り組みも必要と考えますが、いかがなものでしょうか。

○議長(若山武信君) 企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) 人口減少対策についてお答えさせていただきます。

移住のみだけでなく、定住を含めた人口減少対策として第5次赤平市総合計画に位置づけられた産業振興、少子化対策、住環境整備の3つの重点プロジェクトを中心に企業に対する各種助成制度や中学生以下の医療費無料化、公的住宅整備など暮らしやすい環境づくりを推進しているほか、おためし暮らしの実施、さらには本年度から民間賃貸住宅の建設、リフォーム、家賃の助成制度を創設をしております。しかし、現実的には根本的な打開策はなく、人が住み続け、住みかえていただくには多分野にわたる諸条件の整備が必要になってまいります。そこで、議員が言われるように赤平市単独の施策を継続的に進めると同時に、今後は中空知管内における定住自立圏の形成協定を機に交流、移住促進につきましても結びつきやネットワークの強化に係る政策分野として協定書の中で位置づけられておりますので、共生ビジョンの協議の場を通じまして具体的な施策を検討し、中空知圏域全体が移住、定住を促進できるよう連携強化に努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 太田議員。

○2番(太田常美君) [登壇] ただいま答弁にありましたように、市単独では今までもいろいろと計画実行されてきたと思いますが、今後中空知全体で定住自立圏の形成協定ということで、これまた相手の市町村があることなので、見守っていきたいと思います。この質問については、以上で終わらせていただきます。

大綱2、少子化対策について、①、子育てしやすい環境づくりについて。私たち日本の国も各都道府

県も全てと言っていいくらい少子高齢化になってきております。高齢化が進んでいるということは、若い世代がいない、また子供がいないということでもあります。私たちの住んでいる赤平市もまさに少子高齢化であります。しかし、ある新聞によると、私たちのまちの周りを見ると旧産炭地として栄えた市町が多く、炭鉱の閉山とともに人口は流出、各市町にとどまり続ける住民が高齢となる一方、高齢を支える側の生産人口年齢、これは15歳から64歳で、これは減少の一途で人口構造のアンバランスが続いております。全道1位の夕張市を初め、道内の10位までを7市町が占め、旧産炭地だった市町が上位に並んでいると掲載されておりました。また、まちづくりコーディネーターであり、道内都市の都市計画や地域計画づくりにもかかわってきた吉岡宏高札幌国際大学教授は、日本が進む高齢化社会を真っ先に体現している空知はあすの日本のかがみで、今後の空知の取り組みが注目と話していたとあります。また、同じ新聞の5月9日の記事の中に2040年に20代から30代の女性人口は道内147市区町村で半減と掲載されておりました。有識者会議でも存続の危機を指摘しており、札幌市でも厚別区や南区も減少率が50%を上回っており、函館市や釧路市なども含めて道内では都市部でも人口減が一举に進む可能性が高まったと言われております。各自自治体や企業は、子育てしやすい環境をつくるための意識改革が必要と指摘されておりました。けれども、これは国を挙げての少子化対策のおくれであり、ただ単に各市町村のせいではないと思います。しかし、現実には窓口の各市町村であります。今現在新聞に掲載された道内市町村で女性減少率の高い10市町村の中に赤平市は入っておりません。これまで市長を中心に市民と議会がああ苦しいときを、赤平市が破綻ということが連日テレビ、新聞等で報道され、その中で乾いたタオルを幾ら絞っても水の一滴も出ないといったあの高尾市長の胸のうちの思うとき、市長を先頭に職員の削減や賃金カットなどさまざまな施策を出し、今日を迎えたわけですが、その後中学生以下の医療

費無料のほかに、移住、定住の世帯には月3万円の商品券の交付とか、ともかく働く場所の確保については赤平市にはまだ仕事を求人している会社があります。まだ私たちが認識していない女性減少率が他の市町村から見れば、赤平市は極めて少ないことでもあります。今ならまだ急激な人口減少にはなっていないものの、ここ数年の中で考えていかなければならない問題だと思えます。まだまだ市長を中心に市民と議会が力を合わせて頑張っていくならば、身の丈に合ったまちづくりができると思えます。さらに、若い世代をこの赤平市にとどまってもらうためにも、子育てしやすい環境づくりのためにも保育料の援助とか、幼稚園費の援助などは考えられないものでしょうか、お伺いいたします。

○議長(若山武信君) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(永川郁郎君) お答えいたします。

子供は、社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりは国及び地方自治体が一体的に取り組まなければならない最重要課題の一つであります。急速な少子化の進行と家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応していくため、一昨年子ども・子育て支援法が成立をいたしました。当市では、この法律に基づき市町村ごとに策定が義務づけられる子ども・子育て支援事業計画を年度内に策定をいたします。この事業計画は、各年度における幼稚園、保育所の利用者見込みや保育士等の体制の内容、延長保育や一時預かり、放課後児童クラブなどの利用量の見込みや職員体制の内容等が必須記載事項となっております。このほか各自自治体独自の子育て支援策についても事業計画に掲載していくこととなります。若者世帯が安心して暮らすための当市独自の施策としては、今年度から家賃助成制度が始まっているところですが、保育所の保護者負担につきましても当市では平成23年度から国の基準を参考に入園、入所児童を対象として第2子を半額、第3子からは無料としているところです。また、幼稚園もこれに準じた減免制度を設けておりますけれども、管内ではさらなる保護者負

担の軽減策を講じている自治体もございます。当市では、子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするため、昨年末に小学生以下のお子さんのいる世帯を対象としてアンケート調査を行いましたけれども、自由意見では保育料が高いという記載が数多くございましたので、保護者の方々の意識等を把握し、また子ども・子育て会議の意見を伺いながら、若い世帯に住みよいまちづくりを目指して各種事業を検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 ただいま答弁にありましたように、幼稚園費の補助とか保育園費の補助については他の市町村ではやっているところもあるようですけれども、まだ赤平市は全面的には今の答弁では無理ということなので、それでもその可能性はあるということなので、一年でも早く実行されればということをお願いいたします。この質問については、これで終わらせていただきます。

大綱3、遊具の安全性について、公園遊具の安全性について。ことしの4月16日午後5時前、札幌白石区の公園で小学3年生の男の子が鉄棒で遊んでいたところ、鉄棒のバーが突然支柱から外れ、地面に落ちて男の子は右手首を骨折する大けがをしたと新聞やテレビ等で報道されました。札幌市が調べたところ、鉄棒のバーと支柱をつなぐソケットという部品が壊れ、今回の事故につながったといいます。札幌市は、17日から20日まで市内の公園を緊急点検を始め、市では使用禁止の黄色いテープを巻きつけ、注意を呼びかけ、市内約1,300カ所の公園で鉄棒のバーと支柱の接続部分の破損が14カ所、バーのゆがみが10カ所、支柱がぐらつくなどしたのが11カ所、合計35カ所もの破損遊具が見つかったと。市は、ブランコや滑り台などほかの遊具の点検も急いでいるとのことでありまして、赤平市においても鉄棒やブランコを設置している公園があると思いますが、その数は人口減もあり、公園の数も減ってきていると思いますが、それでも何カ所ぐらいの公園があり、そ

の管理はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 公園遊具の安全性についてお答えをさせていただきます。

都市公園の整備等につきましては、国の社会資本整備重点計画に基づき地方公共団体が管理する都市公園施設の安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等に係る取り組みの推進が図られております。本市においても赤平市公園施設長寿命化計画を策定し、平成23年度から平成25年度までに13カ所の公園遊具の更新を進めてきており、楽しく安全に利用できる公園へと努めているところであります。

ご質問の公園数であります。建設課で管理をしている公園は都市公園27カ所、その他公園15カ所と団地内公園22カ所の全64カ所の公園を管理しており、その中で遊具が設置されている公園は34カ所です。

公園施設の管理状況につきましては、4月の融雪時から10月までの間職員による日常点検を月に1度行っており、遊具を実際に使い、異音やがたつきがないかなどを調べています。また、公園点検業者に委託をし、日本公園施設業協会が定めた専門技術者による遊具の安全に関する基準に基づいた定期点検を年に1度春先に実施しております。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 また、ことし5月1日、千歳市のとみおか5号公園で5歳の女の子が遊具で遊んでいたところ、一部が突然壊れ、52センチの高さから地面に落ちて腹部と手首にけがをしたということです。ちなみに、この遊具はFRPという強化プラスチック製のもので、乗り台の下部後方にある支柱との接続部分で幅15センチほどの金具でFRP部分を挟み込み、ボルト2本で締めつけていたといいます。これは、乗り台にまたがって前後

に動かして遊ぶ遊具で、長さが64センチ、幅44センチの大きさで、点検した業者によると2007年の7月に設置され、ことしは4月29日、遊具の点検資格を持つ業者が点検していたそうであります。点検していた業者によると、足を乗せる部分で小さな亀裂が見つかっていて、AからDまでの4段階判定で上から3番目のCにしたといたします。ただ、安全性に問題はないうとして、千歳市もほかに異常がなかったことから使用禁止にしなかったといたします。千歳市では、10カ所の公園にある同型の遊具18基を緊急点検し、使用禁止にする措置をとったとあります。赤平市においてもこのたびの千歳市と同型の遊具が一番近いところでは総合体育館の横のほうに設置されております。この遊具に関しては、市民まつりの会場にも近いことから、たまに小学生の高学年が使用しているのを見かけます。これは、重量オーバーかなと心配しておりました。具体的に重量制限があるのか、どんな形で点検されているのか、このFRPの遊具は市内に何基あるのかお伺いいたします。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 千歳市で事故が発生しました遊具は、一般的にスプリング遊具と呼ばれるもので、市内の公園では平岸中央公園に3基、ふれあい遊園に2基、福栄団地内公園に1基の計6基が設置されております。

スプリング遊具の対象年齢は、3歳から6歳となっており、具体的な重量制限はありませんが、メーカーに問い合わせしたところ、125キログラム程度までの人が遊べる設計となっているとのことでございます。

また、スプリング遊具の点検ですが、その他の公園遊具と同様に春先に公園点検業者による定期点検を行っており、職員による日常点検では遊具に体重をかけ、がたつきや異音、また目視による腐食等について点検を行っております。今後におきましても安心して公園を利用いただけるよう安全性の確保に努めてまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 詳しい答弁ありがとうございます。赤平市については、公園の遊具の更新から臨時点検や定期点検などをしっかりやられているようで安心いたしました。ありがとうございます。これでこの質問は終わらせていただきます。

②、学校等の遊具の安全性について伺います。統合された茂尻、赤間、豊里小学校とそれぞれ鉄棒やブランコ、その他遊具が設置されておりました。私が見たところ、何とも言えないところもありました。しかし、安全性を考えたならば点検、補修工事をしたほうがよいのではというところもありました。4月の鉄棒事故、そして5月の千歳の遊具事故と続いており、当然赤平市としてもその対応に苦慮されていることだと思いますが、いよいよ春になり、初夏を迎え、これから遊具になれて子供たちが遊び出す時期がやってまいりました。早急に点検、整備を急がなければならないと思いますが、この小学校3校についてはどの程度把握しているのか。また、幼稚園などの遊具についても同じことだと思います。幼稚園などは、遊具をどのようにして扱わせているのでしょうか。万が一事故の場合などを考えて、その場所に管理者がついて責任のある立場で臨んでいるかどうかあわせて答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 学校等の遊具の安全性についてですが、遊具の点検については目視等により確認を学校に対して指導しているところですが、4月の札幌市などでの事故を受けまして職員による緊急の点検を行ったところであります。最近においては、平成21年に新設及び補修を行っておりますので、それらについては安全性があるものとして使用の継続をしておりますけれども、それ以外の老朽化が目立つものについては札幌での事故後に使用を停止する措置を行っております。

今後についてですが、茂尻小学校については老朽

化が著しく、今年度の当初予算に計上しております。他の学校については、本議会にて補正予算を予定しており、点検とその結果による補修を予定しているところであります。なお、幼稚園についても小学校同様に点検及び補修工事を施してまいりたいと思います。

また、幼稚園での遊具利用に際しては常に担任教諭その他の職員での複数が付き添う体制をとっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 遊具の点検は、専門の業者でしょうか。それと、鉄棒やブランコ、ジャングルジムなどの点検、整備はどの時期にどのように行われているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 点検と補修工事についての予算等の準備ができましたら、早急に専門の業者による鉄棒、ブランコ、ジャングルジムを含めた全遊具の点検を行うとともに、その結果を受けて補修工事や場合により撤去等の措置を講じ、子供たちが安心して利用できる遊具環境に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 ありがとうございます。よく理解いたしました。

続いて、保育所の遊具についてお伺いいたします。保育所の遊具については、屋内、屋外と両方あると思います。屋外については、滑り台やブランコ、鉄棒など点検が必要だと思いますが、これについてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 保育所の遊具につきましては、保育所に勤務する保育士、管理人や担

当係員が日常的に点検し、安全性の確保に努めておりますけれども、さらなる徹底を図るため平成26年度予算において専門業者による点検委託を計上し、5月に業務を実施したところであります。また、専門業者の点検前に保育士、係員の点検において危険と判断した遊具が1カ所ありましたので、使用を見合わせ、補修を依頼をしております。業者の点検結果につきましては、6月5日に報告を受けたところですが、改善を要する遊具が数点ありましたので、幾つかの遊具については年内に補修をしたいと考えております。今後も職員による日常的な安全確認と専門業者による点検業務により、保育所に通うお子さんに安心して遊んでいただけるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 保育所の遊具の点検については、保育士や管理人、そして担当係員が毎日点検しているとのことでありまして、その結果悪いところがあれば補修依頼するということですので、親にしてみれば安心して子供を任せられると思います。今後ともよろしく願います。これでこの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上でもって私の質問を全て終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（若山武信君） 質問順序2、大綱1、地域ぐるみで取り組む読書習慣の向上について、2、さらなる市外との連携について、3、歴史文化遺産保存について、4、市職員研修のあり方について、5、市制60周年を祝う環境づくりについて、議席番号3番、植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 おはようございます。議席番号3番、植村真美、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

大綱1、地域ぐるみで取り組む読書習慣の向上について、①、子供から大人まで取り組む読書週間の

設定についてお伺いをさせていただきます。北海道の子供たちの学力低迷、児童生徒減少に伴う部活活動の減少や地域コミュニティの希薄さなどが問題視されている時代背景でございますが、この地域で育った子供たちがほかの地域で育った子供たちと決して引けをとらずに自信を持てることを一つでも多くつくってあげたいと願っている大人の一人といたしまして、読書をする習慣をさらに身につける活動を広げてほしいと思っております。その理由といたしましては、読書とは心の栄養と言われ、人生の友であり、知識や物の考え方を身につけることができ、世界観の広がりや集中力も高まり、学力向上にもつながり、その者の人生において大変影響力のあるものと言われております。また、子供たちだけではなく大人にも同様でございますが、何か悩み事があるときなど読書の中でヒントを得たり、心を落ちつかせることができるなど、どのような立場、年代におきましても読書をする習慣を身につけ、よりよい人生のステップアップを図ることは大切なことであると考えてございます。恵庭市におきましても本、読書の大切さを重要視し、読書を通じたまちづくり条例を設置するなど、全国各地域におきまして読書推進に力を入れる自治体も多く見受けられてございます。子供が読書をすることや学問をする環境をつくり出すのは、周りにいる大人の責任でもございます。そのような意識の向上も必要であると考えます。そこで、当市におきましても独自に読書に親しんでもらう、あるいは読書への動機づけとして読書週間の設定や取り組みを強化し、さらに子供から大人、地域ぐるみで読書に向き合う時間をふやすことへの推進を図っていただきたいと考えてございますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） 子供から大人まで取り組む読書週間の設定についてお答えいたします。

読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう家庭で読書活動の習慣化に向けて積極的に取

り組むことが大切だと思います。家庭で子供が本に出会い、本に親しむきっかけをつくったり、読書に対する興味や関心を高めたりすることをお手伝いできるのが図書館であると考えます。ことしも国民的行事として定着しておりますこどもの読書週間が4月23日の子ども読書の日から5月12日までの約3週間「いつもいっしょ、本といっしょ」という標語のもと実施されました。また、一般的な読書週間は11月3日の文化の日を挟んだ10月27日から11月9日までの2週間であります。各読書週間の際には、北海道立図書館にございます北海道読書推進運動協議会より市町村図書館においても週間事業の積極的な実施依頼がありますので、当市においても積極的に取り組んでおります。本市においては、読書感想文コンクール、絵本の読み聞かせ、移動図書館などの通年事業を行い、常日ごろより子供から大人まで親しみのある誰でも利用しやすい図書館を目指しております。ご承知のとおり、本市には恵庭市のような読書にかかわる条例等はございませんし、読書を通じたまちづくりを行ってはおおりません。現在は、赤平市独自の読書週間の設置等につきましては条例化を行って設置するまでは考えておりませんが、本市においては赤平市の全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう積極的にその環境の整備を図ることを基本理念として赤平市子どもの読書活動推進計画が平成23年4月に策定され、実施に取り組んでおり、今後も北海道が推進する朝読・家読運動を保護者、地域に向け、一年を通して読書に対する興味や関心を高めたりできるようにと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまご答弁いただきました。国や道からの推進活動をとまに行っているというご答弁でございましたが、その取り組みの中で実際に小学校や学校内におきましてもポスターの掲示などをされているということも聞いてございますが、実際にどれだけの市民が読書に対す

る習慣を気にしているかということがやはり疑問に思ってくる内容でございます。さらに、子供たちに対しての取り組みは十分にわかるのですが、その効果や今私のほうで質問させていただいてございます大人や地域に対してのアプローチも弱いと感じてございます。広報車や街頭放送での周知、また看板、のぼり、移動図書館、今も移動図書館はされていますが、他の地域では車を使った移動図書館などの取り組みもございます。それと、読書会、広報あかびらなどに新しい図書の情報掲載なども頻繁に行いまして、情報発信のスタイルというものは赤平独自のものというものがもっとさらに考えられると思いますので、その点につきましても今後はどのように取り組まれるか、意気込みをお聞かせいただきたく思います。よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） 現在できる情報発信として、ホームページによる新刊情報、蔵書の検索や図書館情報等は行っておりますが、さらには広報でのPR、また人の集まる場所、例えば読書週間の前に行われます赤平産業フェスティバルにおいて古本フェスタ等の事業を行い、読書に関するPRも考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ぜひそのような活発な周知活動をよろしく願いしたいと思っておりますので、ご期待したいと思います。よろしく願いいたします。

②、これからの図書館の役割についてお伺いをいたします。以前文化会館の解体に伴いまして、今後の図書館の位置の変更や建てかえなどの質問をさせていただいたことがございます。その当時から今、近年病院や消防署など大型の公共施設の建てかえが集中していますことから、今後公債費の拡大が予想される中で公共施設の建てかえは慎重に検討していかなければいけない時期と考えてございます。

また、図書機能の充実につきましては、近年近隣

地域との連携も図りながら図書環境の整備やさきの質問でもございましたが、読書習慣の向上を図るといった方法の充実なども考えられるというふうに考えてございます。

そこで、これからは電子図書の充実も考えられるのではないかなというふうに思っております。タブレットの導入の検討などはいかがお考えでしょうか。佐賀県の武雄市では、小中学生全員にタブレットの配付をするといった事例も出てきてございますし、最近では書店のサイトから電子図書の書籍の購入や閲覧が簡単にできるようになってございます。市民に求める書籍アンケートの実施をタブレットやインターネットを介して募るなど、今後当市での電子図書の可能性に向けて検討することも必要と考えてございますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

さらに、タブレットの使用拡大においては学校との連携体制の充実、そしてこれから行く行くは市内全体にタブレットや、またパソコンを通して市内全体に連絡体制の迅速化を図れることといったものにも結びつくのではないかなというふうに考えてございます。そういったことの将来性も考えまして、図書機能の充実から電子図書、タブレットの可能性を探っていただきたく思っておりますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） これからの図書館の役割についてお答えいたします。

赤平市図書館は、昭和55年3月に開館し、現在に至っておりますので、建物の老朽化につきましては依然変わらない状況であります。図書館の建設については、かねてより市民が図書を利用しやすい施設環境、複合的かつ利便性を考慮した配置がえなどのご意見をいただいておりますが、図書館の建設につきましては現在のところ確定的な計画や構想というものは持っておりませんが、今後におきまして消防本部総合庁舎が完成した際の環境の変化や利便性な

ども含めて設置場所の考え方等については市長部局とも十分に協議しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、近隣地域との連携につきましては、北海道立図書館のホームページから道立図書館所蔵の図書については蔵書検索、道内市町村図書館所蔵の図書については横断検索により図書の貸借が容易にできるようになっております。また、利用カードの交付を中空知市町村圏内に拡大し、相互の貸し出しができることとしており、市内においては自宅からインターネットにより個人でも貸し出し予約が可能ですし、東公民館への移動図書の取り組みも大変好評を得ております。

また、電子図書につきましては、全国的にも取り組んでいるところは少なく、さらにはタブレットの普及につきましても市民にどれほどの普及が見込まれるかもわかりませんが、今後は多目的な利用形態の可能性は予想されますし、他の福祉分野や学校教育等での普及、利用に鑑みながら対応してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今後の図書館の建設とタブレットに関するご答弁をいただきましたけれども、建設する費用と、またタブレットを子供たちに配付する購入費とをやはり比較をしながら、今後の図書館の中での有効的なあり方というものも比較しながら考えていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、大綱2、さらなる市外との連携について、①、赤平応援組織の拡大についてお伺いいたします。毎年開催されてございます東京赤平会では、参加者が高齢世代となり、赤平に対する郷土愛を持ちながら一線を退いている方が多いと伺っております。そういった中で当初こちら側も求めたい情報共有や交流が図られているのか、十分に、心配をしている一人でございます。今後も東京と赤平の関係性を高めることも大切なことと考えてございます

が、他の地域で赤平を大切に思う方々との連携もふやし、赤平にさらに思いを寄せ、足を向けてくれる人脈を広げる応援組織の拡大も人口減少が加速する今、必要な時期ではないでしょうか。例えば北海道の中心都市札幌にも赤平会を設置し、北海道全域で赤平と関係する方々にお集まりいただき、市内のイベントPRや周知、さらに赤平に足を運んでいただけるためのノウハウや経済効果につながるヒントをいただける場をつくってはいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 赤平応援組織の拡大についてということでお答えさせていただきます。

現在赤平市の出身者やゆかりのある人たちで構成されているものとして、東京赤平会がございまして。この会は、共通する郷土愛のもとに交流を深め、情報の交換等により赤平市の繁栄に寄与することを目的として設立されまして、事務所を東京都に置き、会員により運営されております。また、赤平市としては、年に1回開催されます定期総会を通じまして誘致企業等の情報の提供をお願いし、また赤平市の近況報告もあわせて行ってきたところでございまして。東京赤平会の現状といたしましては、参加者の固定化、高齢化の状況ではありましたが、会員皆様の呼びかけにより昨年からは新たな参加者、また若い方の参加も見られるようになりました。また、誘致企業などの情報提供は残念ながらありませんが、今年度から実施いたします特産品の売り込みに際しましては東京赤平会の会員に対して情報の提供してまいりますので、赤平市に足を運ぶことはなかなか難しくても東京のほうで赤平市の応援をいただけるようお願いしてまいりたいというふうに思っております。

そこで、札幌にも同様の会をつくれないかということのご質問でございますが、市内のイベントのPRや周知につきましてはマスコミ等を通じまして全道に発信しておりますし、実際にらんフェスタAK

A B I R Aや火まつりにおいては全道各地からご来場いただいているところがございます。札幌圏につきましても情報の発信をすることにより、同じ道内でありまして、1時間程度で来ることができることから、赤平に足を運んでいただけるものと思います。そのため費用対効果を考えますと、市が働きかけての札幌赤平会の設立の必要性は少ないものと考えています。しかしながら、札幌圏に在住する赤平出身者が集い、親交を深めることは大変有意義であると思われまますので、東京赤平会同様に自主的に運営していただけるのであれば市としても協力してまいりたいというふうに考えていますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまご答弁いただきました中で、本市において火まつり、らんフェスタなどにおきましても北海道全域から足を運んでいただいているということの背景の中でそういった組織は今のところは考えづらいというお答えでしたが、先日も流政之様の彫刻の除幕式にも、そのほかいろいろなさまざまな市内のイベントに、火まつり、らんフェスタ同様に北海道全域からも確にお集まりはいただいていると思います。そしてまた、新しい赤平も感じていただいていると思っておりますが、情報発信をマスメディアでしているからということのお答えの中でもありました。それで来てくれるという感覚ということもございません。やはりその前に関係担当者が強い結びつきのところにはしっかりと出向いていっているという現実もあることと思われまますし、そういった雑誌等の情報配信だけではなくて、やはり人と人と会って会話をし、そういった結びつきの中でさらに赤平のことについて思いを寄せてくれるということにもつながるというふうに思っておりますので、やはり人と人と会う場所をつくり出すということは大変重要なことなのではないかなというふうに私の中では思っております。今後は、札幌圏を中心とした方々に情報の伝達を早く伝えるように、またさらに私たち

がまちづくりでさまざまな基金集めをしているときもでございますが、そういった連絡体制を充実することによってますます赤平に応援していただけるような体制づくりというものを育てていただけるような体制づくり、効果的ではないというような思いもあるかもしれませんが、やる前から諦める方向性ではなくて、さまざまなつながりを模索していただきたく思っておりますので、今後ともよろしくをお願いいたします。

②、新たな友好都市の可能性について伺います。今赤平の友好都市として、石川県加賀市、韓国1都市、中国に1都市と3件ございますが、近年ではつながりが余り見られないのが現状でございます。今後のまちづくり活性化を鑑み、新たな文化交流、人材交流、観光交流や技術交流などを視野に入れ、本市にとってさらに意味のある情報交流ができるような新たな友好都市の可能性を探れないでしょうか。例えば子供たちに語学留学の体験をさせる、また物づくりのまちとして技術、人材交流を行う、また国内、海外問わず赤平商品の販路拡大につなげるなど、可能性が膨らむ地域の選定や関係性を考えていただきたく思っておりますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 新たな友好都市の可能性についてでございますが、現在本市では国内1市、国外2市との友好都市締結を結んでおりますが、それぞれ締結に至る背景として企業や民間の結びつきをきっかけとして交流が深まり、両市間の訪問を初め各種交流事業が展開されておりましたが、関係する企業や団体の事情、さらには本市の財政的問題も相まって交流事業が停滞されている状況であります。

そこで、新たな友好都市の可能性でございますが、これまでの経過と同様に企業や民間団体等により相手方と何らかの深い関係性を持つといったきっかけやその積み重ねによりましてさまざまな分野への連携効果が期待をでき、住民等の機運が高まった段階

で経済や文化、教育等を含め、友好都市締結について慎重に検討をさせていただきたいと思っております。

なお、子供たちの語学留学のお話でしたが、本件に関しましては必ずしも友好都市でなければ実施できない事業ではございませんので、語学力向上や文化、国際化等の観点から民間による国際交流事業も含めましてその実現の可能性について検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕友好都市の可能性につきましては、民間とのいろいろなつき合いの中で育まれるということであったり、また友好都市以外にも子供たちの世界観を広げるための手段、方法につきましてはお考えをいただけるということでございました。この点につきましても今後ご検討を前向きにいただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

③、防災協定連携につきましてお伺いをさせていただきます。東日本大震災から3年が過ぎました。いまだに多くの被災者が苦しんでいる中でございます。当市におきましても被災地の方々の生活応援を行い、防災体制の強化では防災訓練や備蓄品の購入など力を入れている中でございます。また、当市におきましては大型の震災発生は低いものの、道東では今後30年の中で震度6以上の地震が発生することと札幌を中心といたしました地域におきましても震度7以上の地震も発生する可能性があると思定されてございます。最近自治体が食料供給や緊急物資の集中配送などさまざまな分野で防災協定を結び、動いていることが全国各地にも広がっている傾向でございます。大震災の発生が低いとされている当市ではございますが、万が一に備え、企業、団体等での防災協定や冬期間の震災発生に備え、暖かい地域との連携などを図っておく必要があると考えます。さらに、企業とのパートナー協定を結び、物資的協力だけではなく、人材協力、専門家による技術協力、情報伝達などの協力などもございます。先日

砂川市におかれましても全国組織である青年会議所との防災協定を締結したという話題が新聞にも掲載されてございましたが、各団体、企業に対してさらなる防災連携の強化、呼びかけを行っていくことも大切だと考えてございますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 防災協定連携につきましてお答えいたします。

当市は、これまで食料供給や医療救護、災害広報活動、さらには救助、救援等の支援を内容といたしまして北海道を初め市内外の団体等と災害時における協力等に係る13本の協定を締結しているところでございます。また、先日ご提案させていただきました定住自立圏形成協定におきましても連携する分野の一つといたしまして広域防災体制の連携推進につきましても位置づけられており、その役割といたしまして災害時における職員派遣や備蓄品、資機材、避難施設の相互利用が可能となる諸準備や共同事業の検討を進め、関係市町と相互応援体制を構築するといったしまして、今後策定するとされてございます定住自立圏共生ビジョンの中で具体的な取り組み内容を明らかにするとされており、この策定の経過で圏域での相互応援体制につきまして具体的な議論がされていくのではないかとというふうに考えているところでございます。他市町村におきましてもふえてきてございますけれども、友好都市との災害時応援協定につきましては現在当市は結んでございませんが、遠隔地の場合同時に災害が発生する確率が低いということもございまして、近隣市町との協定のほかに結んでいくことも必要かと思っておりますので、当市の友好都市でございます加賀市との相互応援協定について検討してまいりたいと考えておりますし、お話のございました民間団体等との災害時の防災協定のお話でございますが、現在災害時の給油や避難所についての協定も検討してございまして、さらに進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 前向きにご検討いただいているということの流れの中で、先ほど加賀市との今後の連携等を考えていらっしゃるということだったのですが、先ほどもちょっと提案させていただきました友好都市の可能性についての部分と加賀市というところも同じような気候条件の部分もあると思いますので、実際にどういった地域が一番ベストなのかということも友好都市の部分と考えていただいて前向きにご検討いただきたいなというふうに思っています。

実際に今さらなる市外との連携について、赤平応援組織の拡大についてということと新たな友好都市の可能性について、防災協定の連携についてということの内容につきましては、地域市民であったり、企業、団体のやはりその機運を高めるということも一つの大きなきっかけになるかなというふうに思っていますので、何かそういった方向性が見出せる部分がありましたら、私のほうでもいろいろと市民とともに活動を展開していけるように情報を共有させていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大綱3、歴史文化遺産保存について、①、立坑の保存継承についてお伺いをさせていただきます。住友赤平立坑事務所が閉鎖されまして1年が経過をする中、所有者の制限のもと立坑公開が月に1日許されている状態でございます。その制限のもと赤平の魅力の一つである産業遺産を見に訪れる方々、人数も減ってきてございます。平成23年から24年にかけて立坑の見学者が1,800名ほど来ていただいているのに対し、今期平成25年だけでいきますと244名といった状態でございます。赤平の炭鉱遺産をガイドする団体の活動の低迷も見られてございます。市民の活力の場が少なくなっている実情を目の当たりにすることは、大変残念なことでございますし、大変問題だと感じています。当市の歴史文化財産と言える立坑を所有している者との話し合いをさらに進めていただきたく思うことと、さらに公

開可能な状態や存続のあり方をご検討いただきたく思っています。

また、これまでも何度も質問をさせていただいてございますが、日本の中でも例のない立坑ヤードの空間を見ることのできる赤平立坑はこの北海道、日本の経済成長を支えた歴史産業遺産としての価値のあるものと訴えていかなければならないと考えてございます。また、平成24年で国の登録有形文化財の登録基準年数に達しているとも伺ってございます。これまでのご答弁の中では、道や関係機関との話し合いを進め、国の登録有形文化財に関してのご検討もいただくと伺ってございますが、その進行状況はどのようになっていますでしょうか。

また、定住自立圏構想も進む中、近隣市町村と協力し合い、地域の歴史遺産を守ることの観点でお考えはいただけないでしょうか。改めて今後の保存状況の考え方をお聞かせいただきたく思います。よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） 立坑の保存継承の考え方についてお答えいたします。

立坑につきましては、教育委員会といたしましても赤平市の歴史上大変重要な施設と認識はしているところです。

初めに、国の登録有形文化財の登録についてですが、所有者及び占有者または保持者の同意が必要となり、申請に当たっては同意者からの申請になること、所有権その他の財産権を尊重することとなっていることから、所有者の同意並びに意向があれば申請することといたしますが、登録の手続といたしましては所有者の同意を受け、建築家等の意見書等の必要書類を添付し、北海道教育委員会経由で文化庁へ進達し、現地調査後に本申請の可否決定がされることとなります。北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課に近年の状況を確認したところ、明治から昭和20年代後半までの建造物の登録が多いとのこと、立坑やぐらのような産業建造物については登録の事例が少ないこともあり、可否についての判

断は難しいとのことでした。登録については、以前の課題として受けとめておりますが、所有者の意見等が尊重される案件でありますので、ご理解賜りたいと願います。

続きまして、定住自立圏構想との関連でございますが、赤平市、芦別市、歌志内市、上砂川町の3市1町はいずれも中心市ではございませんので、炭鉱遺産を守るといった文化的観点からの連携は難しいと思います。また、本議会でご提案させていただいている定住自立圏の形成に関する協定書の政策分野として、現段階としては歴史に関する取り組み事項は盛り込まれておりません。ただし、地域資源を活用した農商工、観光振興が取り組み事項として記載されており、炭鉱遺産を地域の観光資源として捉えれば定住自立圏の中空知圏域内の観光ツアー等の一資源として連携することが可能となりますし、結果間接的な炭鉱遺産を守る活動につながる可能性があります。

次に、立坑の見学に係る所有者との話し合いについては、平成26年度見学においては現在の通常月1回公開のほかに、フットパス開催日の公開と学習に係る場合の不定期公開の2点を要望として所有者へお願いしているところです。今後も市民活動等についてバックアップを行えるような体制を継続し、保存継承につきましても体制を整え、推進していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまご答弁いただいた中で、やはり所有者の同意があればというところが全ての重要なキーワードとなっているというふうにお伺いいたします。ぜひ、さらに交渉していただいているというお話でしたが、さらにさらにそういったことの重要性も本市として強く求めていただきたいというふうに思っております。

また、立坑やぐらの構造物は、登録上例がないということでございました。私は、例がないからやっ

ていただきたいというふうに思っております。そういった重要性をぜひ本市としても訴えていただきたい、また関係者にも強く求めていただきたい、どうしたらそれが登録できるのだということをお願いいたします。

また、先ほど言われていました定住自立圏構想で炭鉱の部分は文化遺産の中では全体には共通していないというお話でございましたが、この空知の築かれた歴史の中でやはり炭鉱産業が栄えなければといったその現実、周りの地域も栄えなかったという現実がございます。ともに炭鉱の歴史背景の中で築いている地域事情というのがございますので、そういったものもしっかりと訴えかけていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、②、これからの歴史資料館の考え方についてお伺いをいたします。住友小学校が閉校されまして、旧幼稚園に設置されてございます歴史資料館がそのままの状態になり、休止状態でございます。この問題については、以前より多くの議員からの質問がありまして、取り上げられてございます。それに対しての答弁を振り返ってみたいと思っておりますが、こういった事態になることは十分に予想されていたことでもございました。その現状を踏まえ、再度お尋ねいたします。今住友小学校が残る土地も借地であり、多額の借地代を年間通して所有者にお支払いをしているとも伺っております。そういった状況の中で、市民がこの歴史資料を自由に見ることができる環境ではないといった状態をどのように受けとめていらっしゃいますでしょうか。

また、休止状態となっておりますが、見学を希望する市民に対しては見学対応を早急に考えるべきであるとも考えますし、室内にある資料の管理状況におきましても学芸員や北海道でも歴史遺産や建造物を保存継承している団体もございますので、そういった知見者にも頼り、管理保存や集客方法を検討する

組織体制を強化することも必要と考えてございます。そして、まだ旧公民館で眠る資料など赤平市全体の歴史資料の保存のあり方、今後のスケジュールを早急に考えてほしいと思いますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） これからの歴史資料館の考え方についてお答えいたします。

おっしゃるとおり、炭鉱歴史資料館については住友赤平小学校の閉校に伴い一時休館している状況です。炭鉱歴史資料館の管理状況ですが、予算委員会でもご説明させていただいたとおり今後は収蔵施設と位置づけることとなることから、今年度の予算について電気の切りかえ工事を行い、収蔵施設としての機能を維持するとともに、保存状況の確認等は定期的に職員が確認に行き、清掃等を行い、資料が自由に見れないことについては研究、学習目的の場合のみ一部公開をしていきます。校舎の取り壊し時期については、ご質問のとおり白紙の状態、土地の賃借料については旧住友赤平小学校及び炭鉱歴史資料館だけではなく、他の借地とあわせて支払っておりますので、ご理解願います。

続きまして、以前からのご質問で複数の議員より炭鉱歴史資料館の今後についてご質問いただいていたところですが、基本的な炭鉱歴史資料館の今後については郷土資料との合同展示等も視野に入れ、閉校した学校等の遊休公共施設の利用の計画方針などにより設置場所が左右されることから、今後の推移を踏まえながら設置に向けての提案をしていきたいと思っております。しかしながら、炭鉱歴史資料館については、教育委員会としても赤平の産業を継承する重要な施設と考えることから、常設展示ができる代替施設を選定し、早期の再開を目指してまいります。また、今年度におきましては赤平市の炭鉱歴史資料のPRも兼ねまして、札幌国際芸術祭2014で以前から赤平とつながりの深い札幌市立大学教授の上遠野敏先生からの展示協力があり、資料館より炭鉱資料を貸し出しております。芸術祭のエキシビションと

して、7月19日から9月28日まで「北海道のアーティストが表現する「都市と自然」―「時の座標軸」―」をテーマに札幌大通地下ギャラリー500メートル美術館にて展示されます。

最後に、組織体制の強化についてですが、資料館の代替施設が決定した場合において地元地権者や関連団体に協力等を得ながら体制の強化を図っていきたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 収蔵施設として考えるということでもございました。それで、やはりもう少し歴史資料に対する愛着というのですか、維持するにも維持の仕方等もございませぬし、またさらにちょっと私個人的にも心配しているのが紙のものであったりとか、繊細な素材でできている歴史資料の部分も湿度であったりとか、そういったことも関係してくるといふふうにございませぬので、ぜひ専門家の方のご指導を仰ぎながら保存継承できる環境をすぐにでもつくっていただきたいというふうに思っております。

また、先ほどのご答弁の後半の中に札幌でのPRで遺産を貸してということもわかります。でも、赤平市民がいつでも見れる状態ではなくて、札幌に足を向けなければ見れない現実だったりとか、やはり赤平市民が通常に見れる状態ではないというところに私はすごく問題だと思っております。どうして特定の人だけしか見れないのか、そういう状態はやはり私の中では納得はいきません。市外では見れて、市外の方が関心を持ってもらうとかではなくて、赤平市民が常に見れる状態をつくる、そして自分自身のまちに誇りを持つためにそういった場が必要だというふうに考えます。そして、市外の方にそれに興味を抱いてもらい、赤平にまた足を運んでくれる、そしてそこから新たな交流が生まれる、自分たちの地域に対して誇らしげに感じる、そういった地域のことを思う人材を発掘する魅力が歴史文化遺産にはあるというふうには私は思っております。ですから、

そういったことを自分自身の中でも日ごろから感じていること、そしてまた外に自慢をする意識というか、またそういったところから周りの人たちも興味を抱いてもらって赤平に目を向けてもらうという、そういった循環の部分でまた赤平にいても誇らしげに思ってくるのではないかなというふうに感じてございますので、ぜひ同じそういった気持ちを持って、今後早期の再開を目指してお考えいただけるという今お答えでございましたので、ぜひ関係者との協議を進めていただきたく、またさらによりよい方向へと構築していただきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。

③、市民の意識改革についてお尋ねいたします。市内の歴史文化遺産を保存継承していくのは、市民の方々の理解も必要になってくると思います。自分たちが生まれ育ったまちの歴史を大切にすることは、その者自身の誇りであり、自信につながっていくことだと思います。その歴史の部分をしっかり地域教育で支えていくことができないと、その自信は高まっていかないものと考えます。地方に出て赤平出身と自信を持って言えるような、そんな子供たちを育むために私たちが自信を持って自分たちのまちの歴史を子供たちに伝えていくこと、そういった環境をつくり出すことが大切と考えてございます。そこで、広報あかびらに赤平の歴史に関する連載記事を載せ、広報を見ると赤平の歴史学習が自然にできる、また家族との会話を通して赤平の歴史について学べるなど、市全体で歴史文化遺産について興味を持ち、その機運を高めることのきっかけづくりにつなげてほしいと考えてございますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） 市民の意識改革についてお答えいたします。

赤平の歴史を後世に継承することは、非常に大切なことであります。既に子供たちは、炭鉱を中心とした副読本を活用した授業や立坑並びにズリ山の見学、さらには元炭鉱マンのお話を聞く機会を授業の

中に取り入れるなど、以前よりまちの歴史に触れる機会がふえつつありますが、今後もこうした場の拡大に努めてまいりたいと思います。

そこで、広報あかびらに連載記事を掲載してはどうかのご質問でございますが、歴史資料館の課題はあるものの、赤平市史やふるさと文庫、炭鉱遺産の見学会などを通じて歴史の理解を深める方法もございますので、現段階としてはこうしたものを十分ご活用いただきたいと思っております。しかし、本年度は市制施行60周年の記念すべき年、さらに住友炭鉱閉山20周年の年でもありますので、赤平の歴史を振り返る記事の掲載を予定しており、こうした何らかの節目や事象に合わせて広報紙の活用を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 この広報の掲載についてですが、当別町で行われている背景がございまして、まさに町の担当者みずからその掲載を考えて、その文面も構築し、またさらに町長の挨拶の至るところにでもいろいろな歴史に関する部分などの表現もされ始めたということの活動の経過とかも聞いてございますので、十分に他市の取り組みとかもご参考にいただきながら今後の構築に努めていただきたいと。そしてまた、60周年の掲載でいろいろと今ご検討いただいているということでございますので、そのあたりも含めて期待してございますので、よろしく願いいたします。

この件につきまして、前半に今資料館の体制づくり、立坑の今後の保存の方法等を含め、さらにご検討いただけるという力強いご答弁いただきました。引き続き大変期待してその経過を応援させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大綱4、市職員研修のあり方について、①、人財交流から始まる研修のあり方についてお伺いいたします。近年継続し実施されてございます産業振興人財育成事業、赤平市内企業の横断的なコミュニケー

ションが図られ、好評の声を耳にしております。人口減少が進み、地域全体の弱体化が進む中で青年同士の関係性が高まり、今後のまちづくりにおいても大変力強く、将来的にもそういったつながりが重要視されてくることと予想されます。担当者の方は、大変ご尽力されていることとお察しいたしますが、継続をしていただきたく思っている一人でございます。その中でぜひ今後ご検討をいただきたいことは、当市には市職員も多く住む地域柄でございます。今後は、さらなる高齢化、人口減少が進む中で市民、民間企業と市職員とのさらなる横断的なコミュニケーションが迅速に図れることが望ましいと思っております。そこで、ぜひ産業振興人財育成事業に市職員の方も交わり、同じ目線で時間を共有することで互いの理解が深まり、その後の互いの仕事にも役立つことと思っておりますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 人財交流から始まる研修のあり方についてお答えいたします。

お話のございました産業振興人財育成事業につきましては、これからの企業を支えていく人財の育成が急務であるとの企業ニーズにお応えするため平成24年度より行われており、企業のため、地域のためにリーダーとなる人財となり、地場産業の振興につながるよう期待されているところでございますが、こうした企業人の育成を目的として改正されました趣旨や本年度より赤平市産業振興企業協議会が実施主体となりまして進められていることもありまして、今のところ当市職員の産業振興人財育成事業への参加につきましてはその考えはございません。しかし、青年団体への派遣やボランティア団体への職員の自主的な参加などもふえてきている実態もございまして、参加している職員から感化され、その輪が広がり、民間の方々との交流が深まっていくよう期待しているところでもございまして、このほか地方自治に係る基礎的研修のほか、福祉サービス等の向上につなげるため例えば発達障害児に係る療育事

業の充実、向上を目的といたしまして北海道通園センター連絡協議会が主催いたします研修会に参加いたしましたり、新採用職員研修といたしまして特別養護老人ホーム愛真ホームでの実習機会も組み込むなどさまざまな研修機会がございますが、こういった研修機会を確保しながら、お話のありました民間との交流の中での研修も大切な事項と思いますので、どのような研修ができるか検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 以前も同じような質問をさせていただいたことがございまして、今ほど産業振興の人財育成事業に市職員が参加することはできないのかというお答えの中では、お答えは同じだったのでございますが、このたびは民間企業との連携を強く感じているというご答弁をいただきました。今後具体的にどういった研修内容をお考えなのか、例えば今現時点でお考えのことでよろしいので、その内容をお聞かせいただけますでしょうか。お願いいたします。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） さまざま研修機会の中、とりわけ先ほども申し上げましたが、新採用職員研修としての特別養護老人ホームでの実習につきましては本年度より始めたものでありますし、青年団体への派遣につきましても昨年より取り組むなど、研修内容を工夫してきているところでございますが、こうした研修が単発に終わるのではなく、また他の職員につながり、広がりを持っていくことが重要であると思っておりますので、この点も考慮いたしまして今後も継続実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 その継続性と広がりといった部分で、今後ますますその広がり部分で期待をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大綱5、市制60周年を祝う環境づくりについて、①、市内各所での装飾についてお伺いいたします。ことし赤平市は還暦、60歳を迎えます。先日このことを市民の方に話して会話をしてみますと、全然感じられないといった言葉であったりとか、初めて知ったという言葉も返ってきました。わかっているのは、こういったことにかかわりのある者たちだけが現状だというふうに捉えた次第でございます。そこで、さらに市民や通りすがりの方々に市制60周年を迎えたというこの事実を周知して赤平市のまちに対してさらに意識していただき、祝う思いやこの年を記念した活気ある地域活動の発展などにつながる雰囲気づくりをぜひとも構築していけるような考え方をするにはどのような手段があるかというふうに考えました。まずは、市内が通常と同じで何も60周年というにぎわいが感じられないということの中から、市内各所に60周年を周知するための看板、旗であったりとかポスターなど設置していただき、市内企業にも協力していただきながらその機運を高めることも必要と考えてございますが、いかがお考えでしょうか。

また、最低でも庁舎に訪れる方々にわかっていただけの元気で明るい看板の必要があると思えますが、この点につきましてもいかがお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 市内各所での装飾につきましてお答え申し上げます。

市制施行60周年記念式典につきましては、赤平高校の生徒さんたちのご協力いただきまして、まさに手づくりでつくり上げていきたいと考えておりまして、看板につきましては当日会場の入り口に設置することは予定しておりますものの、PRするための各所看板等の設置につきましては特に計画してはございませんでしたが、各事業のポスターやチラシなどに60周年記念の冠をつけ、PRしておりますほか、お話のように庁舎に立て看板を設置するなど、できる範囲で行わせていただきまして、市民の皆様とお

祝いする60周年を迎えるムードの一助になればというふうに考えてございます。このほか、60周年記念事業全体のスケジュール等のご案内を載せましたポスターを自前で作成、プリントいたしまして市内各施設に掲示するなど工夫していきたいと考えてございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ぜひ赤平市の誕生日を祝う節目、60歳という節目に赤平が喜ぶような市内の装飾についてさらにご検討いただきたくお願いいたします。ぜひ庁舎前の看板、大変明るくセンスのよい看板を期待してございますので、よろしくお願いいたします。

②、情報発信の強化についてお伺いいたします。ただいまブログの休止でインターネット上での情報配信が低迷しているところではございますが、せっかくこの60周年を迎えるという時期にさらなる情報発信の方法と工夫をしていただきたいなというふうに思っております。最近では、動画配信を行っている自治体も多く見られます。例えば市長や市職員みずからがレポーターとなりまして、イベントのPRなどの動画配信をしているところもふえてきてございます。当市におきましても60周年に関連した事業PRなどは、映像の配信を工夫するといったことも考えられるかというふうに思います。さらに、近隣ラジオ局との連携や街頭放送なども含め、60周年を明るく祝うムードづくりのさらなるご検討をいただきたいというふうに思っておりますが、この点につきましてもいかがお考えでしょうか。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 市制施行60周年に係ります情報発信の強化につきましてお答え申し上げます。

市制施行60周年記念事業につきましては、広報またはホームページにおいて紹介させていただいているところではございますが、その他の方法といたしまして現在ブログは閉鎖しておりますものの、そのか

わりにフェイスブックにおいて当市の魅力をお伝えするというので開設してございますので、その活用が考えられ、記念事業の様子を写真をつけ紹介するなど考えられるところでございます。このほか、各記念事業の映像の配信までは編集などの作業もあり、困難と考えているところではございますが、60周年記念事業ではありませんが、市役所のロビーにおいて4炭鉱の歴史のDVDなどを放映するなど、赤平市の60年の歴史に触れることができるよう工夫してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕先ほど社会教育課のほうにお伺いをして、60周年を節目としたいいろいろな広報の記載を考えているということもございましたので、またそういったところとも連携をしていただきながら、そういった映像配信であったりとか、さらに今YouTubeであったりとか、インターネット上で行政が発信している映像の流れというものもぜひいろいろと参考にさせていただきたいなというふうに思うのです。文章や写真で大変楽しまれていた赤平のブログも大変好評をいただいていたのは確かなのですけれども、やはり言葉だったり表現で関係の職員が伝える映像の配信のものも大変参考になるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひそのあたりも担当の方たちと検証していただきまして今後の情報発信につなげていただきたいなというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（若山武信君） 質問順序3、大綱1、定員適正化計画について、2、定住自立圏構想について、議席番号1番、向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕通告によりまして、質問いたします。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

初めに、大綱の1番、定員適正化計画についてお伺いしたいと思います。今までは、行財政改革の達成に重点を置かれたということでありましたけれど

も、ようやく財政が計画を上回って達成された今、市民サービスや給与の減額緩和がなされ、新規採用もなされてきておりますけれども、これからは職員の数やあり方についても考えていかなければならない時期に来ているのではないかというふうに思います。

それで、最初の現在の定員適正化計画の考え方についてお聞きしたいと思います。市では、平成17年度に定員適正化計画を策定されましたが、計画では平成22年までの5年間で58名、12.6%の削減計画であったと思います。しかし、実際は165名、35.9%という数字が24年度に出ておりますが、行財政改革だけではないさまざまな要因があろうかと思いますが、この大幅な減少の影響と今後どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 定員適正化計画につきましてお答えいたします。

定員適正化計画につきましては、国からの地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針や地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針、このような指針などの通知の中で平成17年から平成22年までの5年間の数値目標を掲げまして公表、実行するよううたわれ、策定したものでございますが、この策定後たび重なる財政危機の回避や病院経営健全化のため一般職の退職者不補充、部制の廃止や公共施設の統廃合などによる組織機構の見直し、早期退職の実施などによりまして計画を大幅に上回ったものでございまして、以後につきましても本年度におきましても消防の広域化によりさらに対平成17年度の削減率は下がると見込まれるものでございます。こうした職員数の削減に際しましては、1人当たりの事務量は増加いたしますが、住民サービスの低下を招かぬよう努めてきたところからございまして、またご存じのとおり事務事業の増加や退職者の補充のため平成22年度より一般職員の採用も再開しており、再任用もスタートしてございまして、今後におきましても事務事業量に合っ

た適切な職員数の管理に努めてまいりたいと考えてございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕これは、国が進めてきておる行財政改革によって定員の適正化であるとか、財政の健全化指標であるとか、企業会計の導入によって財政危機、病院経営の健全化が求められた結果、勤奨退職を進めたこと、また給与の減額が重なって予測を超えた職員の減少を招いたのではないかと私は考えておるのでありますけれども、当然そうすると不足した職員に合わせて市民サービスの低下を招かないような対策、事務の効率化など対応されてきたと思いますが、嘱託、臨時が雇用されてきているものと思いますが、特別な資格や技能が必要である部分が多いとは思いますが、しかし一般的には短期的な雇用が主体であって長期にわたっての嘱託、臨時として雇用すべきことはいかなるものであるかと思いますが、本来職員として雇用すべきではないかと思いますが、この②の嘱託、臨時のあり方についての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 嘱託、臨時のあり方についてということのご質問でございました。お話ありましたとおり、職員の不足に合わせて任用したところでもございますが、夜間の介護業務やシルバーハウスの管理に係る委託業務を嘱託職員により直接行うことといたしましたり、学校支援員の配置などの新たな業務の対応はありましたことから、平成17年度に比較いたしますとふえているところでもございます。職員を採用いたしまして補充いたしましたならば、当然配置した臨時、嘱託職員は減らさなくてはなりません、臨時、嘱託職員の中には保育士、看護師、介護員のような資格の必要な職も含まれておりまして、マンパワーの確保からどうしても長くなるケースもございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕一般に委託業務を嘱託で行うということは、財政の効率的な面からはよいと思いますけれども、季節的、一時的な仕事であればわかりますけれども、市民から見ると職員と嘱託とかという、そういう区別がつかない、同じ市の職員と見るわけでありまして、また雇用する側といえますか、同じような仕事をしていただかなければならない、特別な資格を必要とされながらも問題はやっぱり嘱託、臨時という待遇面で職員との差が大きいわけでありまして、民間企業とのバランスということもありませんが、その点を今後配慮していただけることを希望しております。

次に、③の年次有給休暇についてお聞きしたいと思います。この年次有給休暇というのは、労働者の心身の疲労を回復させて労働力の維持培養を図ることを目的として、休日以外に賃金をもらいながら自分の希望する日に休みをとることのできる制度でありまして、有給休暇は働く者にとっての特別な権利であると思いますが、市の24年度の職員の有給休暇の状況を見ますと24%の消化率であります、この点はどういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 年次有給休暇についてのご質問にお答えしたいと思います。

平成17年の年次有給休暇消化率は22.6%までありましたが、一時期20%まで下がったこともありましたが、今お話しのとおり平成24年につきましては24%となっておりまして、平均使用日数も9.5日と全国市区町村の平均使用日数でございます10.5日と比較いたしますと少な目ではありますものの、ある程度取得しやすくなってきたのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕日本人は、仕事はきちんと定時に出勤し、土日だけ休み、こつこつ

と仕事をするのが勤勉な日本人のことであるということで、本来休暇を使うということが下手だというふうに言われておりますけれども、平均的な日数を消化しているということはどういうことかということは、どうも実態は親族の不幸に参加するためにとるとか、何か特別のために有給休暇を使うというのが一般的であって、本来の有給休暇の目的である労働力の維持培養が図られるような使い方というのがなされていないのではないかとこのように思います。これは、やはりヨーロッパなどでは1カ月にもなるバカンスという有給休暇もありますし、こういうことをして市民のサービス、職員のモチベーションややる気やリフレッシュをさせるということがよりよいサービスにつながるのではないかとこのように思います。有給休暇の勤めというわけではありませんけれども、特にここにいらっしゃる理事者を初め管理職の方々に率先して休暇をとっていただいてリフレッシュしていただいて仕事をしていただけるということを進めていかなければ、職員はなかなかとれないのではないかとこのようにありますので、よろしく願いいたします。

これまで職員の適正配置について、また関連した質問してまいりましたが、行財政改革で職員数が減少いたしました。特に管理職のクラスが一挙に減ったということが要因であると思いますが、職員の異動について管理職の異動が少なく、相当長期にわたっているのではないかとこの指摘がありますが、専門性を有する仕事柄でもありますが、人材の育成などに影響がないのか、その功罪についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（若山武信君） 副市長。

○副市長（浅水忠男君） 職員の長期にわたる配置ということでご質問ありましたが、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

財政の立て直しを図るために、ご承知のとおり赤平市の財政健全化計画を策定いたしました。その中で平成19年度以降組織の見直しによります部制の廃止や課の統合などを行いまして人口規模に見合っ

たコンパクトな組織づくりを進めてまいりました。さらには、地方分権の対応などの課題によりまして短期的な人事異動は極力避け、分権によるいわゆる権限移譲に対応するために一定の専門性を確保できるよう配慮してきましたことから、お話のとおり一部配置が長くなっている課長職等があることは事実でございます。一方では、人事異動は組織の活性化にもつながるとこのことも考えられておりますことから、このことも十分念頭に置きまして、分権による権限の移譲は今後も少しずつ続くと思っておりますけれども、今後におきましても行政サービスの低下を招かぬように一層人事配置に努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 こういう人事の中で最も難しいのが継続性を持って後継となる管理職の人材をいかに育てていくかにあるかと思っておりますので、今後にもいろいろ検討していただきたいというふうに思っております。これから管理職比率であるとか、年功序列制などについても今後も勉強させていただきたいと思っておりますが、続きまして今の大綱の適正配置計画で最も影響を受けたのではないかとこの思われる病院について同じような質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

④の病院の看護師等の配置についてでありますけれども、1つは平成17年に同じように定員適正化計画を策定された中で同じく削減されてきて最終的には24年で35.9%という数字になりましたけれども、これは市職員全体の数字でありまして、この中身を見ますと病院の職員の減少率が最も多いというふうな結果でありますので、これは病院の健全化計画などの影響というのが大きく影響していると思っておりますが、現在の職員の適正配置計画の中では病院の部分はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（若山武信君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 病院の

看護師等の配置についてお答えいたします。

平成17年度の定員適正化計画では、市立病院について対象外でありましたが、これまで病院は経営の安定を目指し、赤平市財政健全化計画、病院改革プラン、経営健全化計画の策定を通しまして計画的に病床の削減、経費の抑制に努め、患者数の規模に合った病床の体制を確保し、これによりまして看護師を中心とした医療職の退職も生じまして現在に至っております。その結果、平成23年度より21年ぶりに経常収支は黒字となり、現在が適正な規模であると認識し、欠員がこれより生じないようこの規模に合った適正な人員、人材の確保も常に進めてまいりました。しかし、この4月の診療報酬の改定から当院にも影響されると思われる新たな診療報酬の内容が織り込まれていること、また来年度からは新病棟での運営となるため、改めて診療の体制や規模、医療機器の見直しや更新など、十分再検証していかなければならない時期に来ていると認識させていただいております。

また、嘱託職員、臨時職員につきましては、家庭の事情などによりフルタイムで働けない方や勤務可能日数に制限のある方など時期的、時間的な要件も含め、有資格者及び短期的雇用者として各職場での必要性を十分考慮した上で採用させていただいているところでありまして、特に資格を有する方の確保は難しく、一部採用が長期となっている方もいらっしゃると思います。病院は企業会計でありまして、国の医療制度改革や診療報酬の改定など、その都度目まぐるしく変わる医療情勢にも即時対応していかなければならず、病床の特性や看護の体制につきましてその都度的確に対応していかなければなりません。そのため職員の採用に関しましては、今後も病院全体経費の中で経営の安定、収支のバランスを十分考慮した上で慎重に進めていかなければならないと考えております。

あわせてまして年次有給休暇につきましては、市役所同様各職場内の繁忙期や個人個人の考え方によりそれぞれの業務状況を十分考慮した上で消化してお

りますが、今後も職員の健康管理面も考慮しつつ適宜管理、把握してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕それぞれ今まで病院の健全化計画の中を見させていただきまして、常に職員の配置ということで焦点になってきたわけで、病院というのは特殊な資格を持った人を配置しなければならない。看護師であるとか、医師もそうでありまして、特殊な仕事だということで特に近年はこういう資格を持った人材の確保が非常に難しいという時代になっておりますので、今後も細心の注意を払ってこういう有能な人材といえますか、資格のある人材の確保に努めていかれていただきたいというふうに思っております。

次に、新病棟における職員の配置計画についてお聞きします。入院病棟の建てかえのときにそれぞれ説明されておりましたようですが、新しい入院病棟では規格が変わることによって加算措置がなされて病院の収入が現状よりはふえるというふうに言われておりますけれども、これは要するに新病棟を建てる、規格が変わるだけで加算されるのか。また、今言われていましたような職員や看護師の配置などの基準ということが新たにあるのかどうか。また、そういうことについて新病棟の職員の配置計画があるのかどうかということについてお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（若山武信君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 新病棟における職員の配置計画についてお答えいたします。

ご質問の対象であります加算措置とは、診療報酬においてこれまで取得させていただいております療養病棟療養環境加算の3ということですが、平成24年度の診療報酬の改定によりまして施設基準の要件が変更され、取得できなくなりました。現在は、施設基準を満たす病棟の建設計画がある場合において減算とはなりますが、暫定的に療養病棟療養

環境改善加算1として確保できているのが現状であります。そこで、今般の新病棟が完成した後は病室の面積と病棟の廊下幅など、新たな施設基準を満たした上で療養病棟療養環境加算1を新たに取得することができますが、これにつきましては人員配置についてこれまでの職員配置のまま取得できることになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕これから地方の公立病院の最大の課題は、やはり先ほども申しましたような医師や看護師の確保であると言われております。また、新しい病棟ができたときに今まで以上に職員が生き生きと働いて市民が喜んでいただけるようなことになっていただきたいというふうに望んでおります。

次に、大綱の2の定住自立圏構想についてお伺いしたいと思います。1つは、5市5町の包括的な取り組みについて。砂川、滝川を中心とする定住自立圏構想が提案されておりますけれども、協定は中心市と周辺の取り組みが主体でありますけれども、この中空知全体、5市5町をまたいでの定住自立圏構想は合併によらない広域連携であるというふうな見方もできます。今までも個別にごみ、下水道、火葬場など多くの分野での広域事業がありますけれども、5市5町の今後を考えると中空知を一つと考える合併によらない全体の枠組みの自治構想があってもよいのではないかとということで、これは総務省とか大学なども含めた話し合いを進めるのはどうかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 5市5町の包括的な取り組みについてでございますが、国の定住自立圏構想推進要綱に定住自立圏形成の目的は中心市と近隣市町村がみずからの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域である、互いに連携協力することにより圏域全体の活

性を図ることを目的とすると記載をされております。つまり中空知で申し上げますと、中心市となる滝川市と砂川市、そして連携市の赤平市との協定締結にとどまるのではなく、中心市以外の中空知の市町全てがそれぞれ同様の協定締結を行うことで中空知全体の定住自立圏域が成立することになります。このため、今後正式な協定書を締結した後に中心市において共生ビジョンを策定することになりますが、このビジョンが議員の言われる自治構想と同様なものとなります。ビジョン策定の際は、中空知5市5町の民間や地域の構成員で圏域共生ビジョン懇談会が設置されるほか、行政機関においても首長を構成員とする定住自立圏推進会議、企画担当課長を構成員とする定住自立圏幹事会が設置をされ、それぞれの組織が並行して協議に臨み、最終的な素案がまとまった段階で中空知の住民を対象としたパブリックコメントなども予定されておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕今市長だとか部課長、事務方などのレベルを超えた民間などの圏域共生ビジョン懇談会が設置されるというふうにお聞きしましたけれども、このことについてはどのような内容であるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 共生ビジョン懇談会は、民間レベルでの話し合いが行われることとなりますが、現段階では構成員の数やどういった分野から選出するかなど決定はいたしておりませんが、基本的にはこの懇談の場が民間の意見を反映する場ということになります。また、共生ビジョン懇談会以外で民間の意見をより反映させるという場合は、それぞれの市町の判断によりまして地元内で協議を行っていただき、その結果を共生ビジョン懇談会や先ほど申しあげました推進会議、あるいは幹事会の中で意見等を提案していくという形になってまいります。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 とういうことで私は、将来的には中空知の5市5町に住む住民は全体が一つの生活圏と考えていくことが必要ではないかというふうを考えております。市町村ごとの自治を妨げるのではなくて、自治体を超えた、例えば通学区域の枠を超えた学区であるとか、中高一貫につながる教育体制のあり方だとか、広域のNPOやボランティア団体など、とういう1つの市町村の枠を超えた民間レベルの結びつきが提案されるように望みたいと思いますし、先ほども言いましたような広域の圏域の観光のあり方についてもそうでありますけれども、定住自立圏構想とういうのがまだ始まったばかりでありまして、住民の理解がまだまだ知られていないところでありまして、現状の広域連携をはるかに超えた住民の生活にかかわってくる部分が今後広範囲にわたってくるのではないかとういうふうに思っておりますので、今後の展開に心配りしながら進められることを私から希望いたしたいとういうふうに思っております。

以上で私の質問を終わりたいと思います。今までご答弁ありがとうございました。

○議長（若山武信君） 暫時休憩いたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、自主財源と標準税率の考え方について、2、胃がん撲滅の取り組みについて、3、歩行者の安全・安心対策について、議席番号6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 通告に従いまして、一般質問させていただきたいと思います。午後から最後の1人の質問者となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、件名の1、自主財源と標準税率の考え方について伺いたいと思います。まず初めに、平成18年

12月に地方分権改革推進法が成立し、同法に基づき設置された地方分権改革推進委員会からこれまでに分権型社会実現に向けた勧告がなされるなど、動きは加速しているとの認識に立っているわけでありませう。しかし、分権型社会を実現する上での大きな課題として、歳入面の課題であり、地域の実情に応じた施策を展開するための地方税財源の確保を求めらる中で、市町村がみずから持つ課税権に基づいて自主的に財源を確保する方法が求められているものと思ひます。その中でどのような原則が市町村の自主財源確保においてより重要視されるべきなのか、市町村間の税収格差が広がるような充実策は望ましくないとういう観点から、自主財源を確保する方法を検討するに当たっては十分で安定的な税収確保が図られ、かつ応益性が明確になっていることが重要であるとういう考えも示されております。市町村が課すべき税目は、普通税として市町村税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉦産税及び特別土地保有税などであり、目的税として入湯税がありますが、税を課することができるものとして都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税の5つの目的税が規定されておりますが、今回の質問では標準税率の考え方について当市として超過税率を採用している軽自動車税、固定資産税、都市計画税に絞ってお伺ひいたしたいと思ひますので、よろしくお伺ひいたします。

当市は、平成18年度より財政再建に取り組み、軽自動車税の推移では標準税率1.0を1.2に、さらに20年度から1.5に税率を引き上げましたが、24年度より超過税率を1.2に戻しております。そこで、道内都市35市の税率状況は、本年4月段階で約7割が標準税率を採用している状況にありますことから、考え方について伺ひたいと思ひます。

都市計画税につきましては、財政再建に取り組む以前は標準税率0.2でありましたが、18年度より0.3の超過税率を採用しておりますが、都市計画税の公益性と財政再建での0.3の超過税率採用との整合性をどのように捉えておられるのか伺ひたいと思ひま

す。

固定資産税については、標準税率は1.4であります。当市は18年度の財政再建に取り組む前から1.5という超過税率でありましたが、25年度より0.05下げて1.45の超過税率になりました。道内35市のうち26市の多数が標準税率1.4を採用しております。そこで、都市計画税と固定資産税を見ますと、都市計画税では0.3の超過税率と固定資産税では1.4の標準税率を合わせた税率1.7を26市が採用している現状から、税の格差を解消していく上からも考え方について伺ってまいりたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 税に関するご質問でございますが、行財政改革の観点から私のほうでお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、軽自動車税に関しましては、あかびらスクラムプランに基づいて平成18年度から標準税率の1.2倍に改正し、さらに赤平市財政健全化計画に基づき平成20年度から1.5倍に改正したところでありますが、平成23年度に病院事業会計の不良債務解消など財政課題を克服したことを機に平成24年度から1.2倍に改正をしております。そこで、標準税率に戻すことができないかのご質問でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、平成27年4月1日から軽自動車税は現行の標準税率の1.2倍から1.5倍と大幅に引き上げられることになっており、このことで住民負担が増大することになりますので、さらに現行どおり1.2倍の負担をお願いし続けることは難しいと考えており、平成27年度に向けて軽自動車税の税率を標準税率に改正することを検討してまいりたいと思っております。

次に、都市計画税に関してでございますが、平成25年度道内において標準税率である0.2%を選択している市は35市中2市、5.71%といった状況であります。都市計画税は、受益者負担によって道路や公園、下水道などの財源を確保するための目的税の性格から、まだまだ市町村としては多くの事業課題を

抱えているため、道内30市、85.72%の市が0.3%の税率を選択しており、当市においても着実に都市計画事業を展開する必要があることから、現段階での標準税率への見直しは予定しておりません。

最後に、固定資産税に関してでございますが、同じく平成25年度道内において固定資産税の標準税率である1.4%を選択している市は26市、74.28%となっております。当市は、平成25年度から1.5%を1.45%の税率に引き下げておりますが、3年ごとの評価がえによる減収や平成27年国勢調査人口の人口減少による地方交付税の減収も予想されることから、標準税率にするための努力は必要でございますが、中期的な財政見通しの中では当面現行の税率を継続せざるを得ないというふうに考えております。

以上申し上げましたように、軽自動車税につきましては標準税率への改正を検討いたしますが、都市計画税並びに固定資産税につきましては標準税率への改正を目標としつつも、現段階としては厳しい現状にあることをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 軽自動車税については、地方税法の一部改正する法律の施行にあわせて住民負担を軽くする上で標準税率の1.0%に改正することを検討していただけるということで、市民の皆さんは大変ありがたいと喜ぶと思いません。ぜひよろしく願います。

固定資産税と都市計画税についてですけれども、この点についてはいきなり今質問していきなりいい答弁もらおうと私は思っていないのですけれども、なかなか標準税率への改正を目標としつつもというお話がありましたので、この目標としつつもをいつまでも目標としつつでいられたら困るので、あえて一言だけ申し添えて終わりたいと思っておりますけれども、現段階としては大変厳しい状況だということはわかりました。理解いたしましたけれども、またあえてそういう現状であるということをご理解いただきたいと言われましても、そうですか、理解いたし

ましたとはなかなか言えない話でありまして、固定資産税は道内の都市では、ちょっと調べてもらったのです。昭和42年から出てきました。よく全部北海道の中の都市を調べましたら、その昭和42年時点でほとんどの市が超過税率を課しているわけです。赤平市だけではなかったのですが、ここにきてそのうちの26市が標準税率にしているわけです、1.4に。ですから、時代の流れとともに、最初はそうであったかもしれないけれども、こうやって導入しているわけでありまして、それに新年度から固定資産税については0.05下げていますから、もっともう一つ0.05下げれば標準税率の1.4になります。それで、都市計画税の0.3と合わせたら1.7になるわけです、当然なのですけれども。これを採用しているのが26市あるのです。ですから、あと固定資産税の0.05下げれば26市並みに赤平市もなると思うので、いつまでも目標にするのはわかりました。けれども、目標から現実のものとなるように、税の負担を少しでも軽くし、公平にしていきたいために一層の努力を担当のほうにしていきたいことを強くお願い申し上げて、この質問終わりますから、よろしく願いいたします。

次の件名2、胃がん撲滅の取り組みについて伺います。①、ピロリ菌対策について伺います。ピロリ菌は、胃の粘膜に生息する細菌で、慢性胃炎や胃、十二指腸潰瘍、胃がんなどの原因の99%を占めるとされており、国内で少なくとも3,500万人以上が感染し、年間で5万人ぐらいがお亡くなりになっているそうでありまして。特に50歳以上は、感染率が高いようでありまして。胃酸が十分に出ない乳幼児期に井戸水を飲むなどして感染し、その親からの口移しなどで二次感染する可能性が高いと言われております。

そこで、アの中学生対象のピロリ菌検査について伺いたいと思っておりますけれども、このような背景から現在中学生対象に検査、除菌を行うことで胃の病気の予防を図り、将来的には二次感染を防ぐことができ、今の中学生の感染率は5から8%と低く、少ない予算で効果的できめ細かな対策ができるとされて

おりますことから、将来の胃がん撲滅に期待できるものと思っておりますが、お考えを伺いたいと思っております。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） お答えいたします。

ピロリ菌は、胃に生息する細菌で、胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃がんなどに密接な関係にあるとされており、日本消化器学会の発表によりますと、日本人の半数以上はピロリ菌に感染していると言われて、ピロリ菌に感染しても一部の方しか潰瘍や胃がんにならないとされており、これは菌の種類と感染した方の体質により起きてくる病態が違うことから、全ての感染者からピロリ菌を除菌する必要はないとしております。胃がんの発症要因は、ピロリ菌感染以外にも喫煙と過度の塩分摂取などが大きな要因となることもありますことから、これらのリスク要因をなくしていくことも重要であります。しかし、ピロリ菌の感染は胃がんの一つの要因でもあり、除菌することでピロリ菌感染を原因とする慢性胃炎や潰瘍から発症する胃がんのリスクを減少させることができます。本年度道内では、美幌町が中学生に対し尿や呼気によるピロリ菌検査を実施し、感染者には除菌を行うことを予定しております。当市におきましては、ピロリ菌の除菌効果と除菌時のリスク等を検証し、さらには検診実施機関と協議をしながら検討していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいまの課長からの答弁で、日本消化器学会の発表をもとにお答えされましたけれども、北海道大学の浅香特任教授は講演の中で胃がんの原因は多くがピロリ菌であることが近年判明しているというふうに講演されております。また、ことし2月には除菌治療の保険適用対象が慢性胃炎患者にも拡大されておりますことから、国においても胃がん撲滅への取り組みが進んでいるものと私は思っております。そういう意味で今後当市においても、答弁でありましたけれども、

検診実施機関と協議して検討していくというお話でありましたから、これに期待を寄せていきたいと思えますけれども、どうぞよろしくしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

次、イの胃がんリスク検診について伺いたいと思います。ABC検診と言われており、ピロリ菌感染の有無と胃粘膜萎縮の程度を測定し、被検者が胃がんになりやすい状態かどうかをAからCの3群に分類する新しい検診法でありまして、血液による簡易な検体検査であり、特定健診などと同時に行うこともできるようであります。ほんの数ccの採血で行うことができ、しかも早期胃がんの発見率はバリウムで行う胃の透視検査よりも2倍高いと言われております。人によっては、胃がんの検診を受けたいが、胃カメラもバリウムも苦手な方々が多くおりますことから、胃がん撲滅に向けこのような取り組みも行っていくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 胃がんのリスク検診についてでございますが、前段でも申し上げましたが、ピロリ菌の感染は胃がんの大きな要因でもあり、ピロリ菌を除菌することで胃がんの発症率を減少するとされていますが、ピロリ菌がいないと胃がんにはならないというわけではないことから、定期的ながん検診を受けていただくことが最も重要なことであることから、引き続きがん検診の受診啓発を行っていききたいと、そのように考えております。

ご質問のABC検診についてでございますが、胃がんそのものを見つけ出す検診ではございませんが、胃がんにはピロリ菌の感染と胃粘膜の萎縮が強く関与している場合もありますことから、血液検査でピロリ菌とペプシノゲンの血液中の値を検査し、正常のA群から危険率が高まるB、C、D群の4区分とし、胃粘膜の炎症と萎縮を判定し、胃がんに対するリスクを診断するものであります。この診断でB、C群に属しますと内視鏡検査やピロリ菌の除菌

が勧められ、ハイリスクのD群になりますとすぐに専門医療機関への受診が勧奨されているものでございます。いずれにしましても、内視鏡検査が必要となってきますので、判定の確実性の高い内視鏡検査やバリウムによる検査を行うことが現状では最も有効と判断しているところです。医学の進歩は目覚ましいものがございましてことから、今後さらに負担の少ない検査方法が確立することを切に願っていると

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 本場に課長がおっしゃられるように、定期的ながん検診を受けていただくことが何よりも撲滅のための第一歩というふうに思いますが、最近病気になる方の多くががんであると。まさかと思うのですが、胃がんでも結構亡くなっている方がおりまして、がんの中でも比較的原因がわかるがんの部類としては胃がんの中のピロリ菌であったり、また子宮頸がんであったり、がんの中でも一番リスクが判明しているものでありますことから、比較的検診にしっかり取り組めば撲滅は私は可能だと思います。そういう意味で担当のほうも胃がんであるとか、子宮頸がんであるとかの検診についてもしっかり取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思えます。また、その意味においては、リスク検診についても採血で可能であるということでもありますので、特定健診の中に取り入れることによって有効ではないかというふうに思えますので、この点についてもぜひ取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

お答えの中にありましたように、医学の進歩は目覚ましいものがあって、さらに負担の少ない検査方法が確立されることを切に願うというふうにおっしゃられましたけれども、まず何よりも私が今回胃がんに絞って取り上げたのは、同じがんの病気でも胃がんに関してはリスクがはっきりわかっている以上、前もって治せるもので私はあると思えます。そ

ういう意味で担当課長としてこの胃がんの撲滅は、がんの中でも撲滅のできるがんと捉えておられるかどうか、これだけちょっと確認しておきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 今議員さんからご質問あったとおり、胃がんのリスクというのは先ほど言われたピロリ菌を由来とする潰瘍と、さらには塩分のとり過ぎ、さらには喫煙、そういったものが非常に大きな要因となっておりますので、やはり一つでもその要因をなくしていくことが胃がんになるリスクを下げるという非常に重要なことになると思いますので、やはりそういったものを少しずつ排除しながらがんにならないようなことはできるということがまさに今おっしゃるとおりでないかなと、そのように思っておりますので、引き続きそういったことも含めてがん予防ということで捉えまして普及啓発を図っていききたいと、そのように思っております。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 よろしくお願ひいたします。

それでは、件名3の歩行者の安全、安心対策について伺いたいと思います。①の平岸東町会館付近の現状と対策について伺います。これまで東町、仲町方面の国道に関して質問をさせていただいて、歩行者の安全、安心確保に取り組んでいただき、現在は歩道と車道が確保されるようになりましたが、一部歩道なのかわからない状態のところも今は歩道なのということがよくわかるように整備されましたけれども、舗装はされておられませんので、地域の方は何とかならないのかという声も中にはあります。また、緩やかなカーブながら国道なので、車の往来もあり、道路を渡るのにも大変な思いをされている方々もおります。そういったことから、横断歩道、手押し信号機などの対策は講じられないものでしょうか。高齢社会に伴って車を手放す方も出てきておりますので、当然バスなどの利用もあり、安全に安心

して渡れるよう取り組んでいただきたいと思います。この点いかがでしょうか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 平岸東町会館付近の現状と対策についてお答えいたします。

平岸東町会館の歩道等の整備につきましては、これまで地域から整備要望があり、国道を管理しております北海道開発局札幌開発建設部には整備要望をしてまいりましたが、片側には歩道が整備されている状況などから、実施は難しいとの回答がありました。しかし、昨年地域からの強い要望に対して理解をいただき、住宅がある区域について簡易的な手法ではありますが、歩道が整備されたところであります。舗装化や整備区間の延長等につきましては、これまでの協議経過から難しい状況にあると思われまますが、引き続き要請してまいります。

また、平岸東町会館付近の横断歩道、手押し信号の設置につきましては、北海道公安委員会の所管するところではありますが、交通弱者でありますお子さんや高齢者の方の国道横断に危険が伴っている現状を理解しますが、道路がカーブしており、さらには冬期間道路幅も狭くなり、運転者からの見通しも悪くなることから、過去に町内会としても横断歩道、手押し信号の設置要望を検討したことがありましたが、設置要望を断念したという経過でございます。このような経過ではありますが、当該地域の交通安全につきましては今後も赤歌警察署や町内会のご協力を得ながら取り進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 過去において町内会として横断歩道、手押し信号の設置要望の検討を道路のカーブなどによって断念したという経過があるようでありますけれども、極端なカーブではないのです、あそこ。緩やかなカーブなのです。それで、こういう形態の緩やかなカーブのところには信号ついているところもあります、ちゃんと。それに

は、この先信号機あり、信号ありというふうに看板がついております。見やすいです。そういうものがあれば、たとえ冬であっても可能だと思います、信号機がこの先にあるということがわかれば。極端なカーブでないわけだし、そういう意味でだんだん年とともに歩く速度も遅くなって対岸のほうに渡ろうと思っても時間かかるわけです。それで、そういったことの状況にあった方が自分もこうして歩行弱者というのか、交通弱者というのか、そういうふうになると思わなかったと、歯がゆいというふうに言っております。そういう意味でこれからも交通安全については、交通弱者については優先して守るべきと私は思っていますけれども、お答えの中で赤歌警察署や町内会の協力を得ながら交通安全取り進めていくということですので、私もそのやりとりを見守っていきたいと思いますけれども、こういった意見もこの地域にはあるということをお知らせいただきたく思いますので、よろしくお願ひいたします。

次、②、豊栄河畔通の現状と対策について伺いたいと思います。並木公園と並行しての市道であります。宮下町からの出入りの道幅は歩道がないにしても車が走っても避けられる余裕は多少ありますが、中ほどの道幅は6メートルもない状況で、児童館に通う子供たちは自転車ですぐ並木公園の道を利用している子もおります。その一方では、看板に2輪車は禁じられており、さらに歩行者がいる場合は対向車線に出るくらい大きく膨らんでいかないと避けられない状況にあります。道路である以上、当然歩行者も通りますことから、この道幅の確保も必要と思いますが、この点のお考えについて伺ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 豊栄河畔通の現状と対策についてお答えをさせていただきます。

豊栄河畔通は、東宮下踏切付近の道道赤平滝川線を起点とし、並木公園に並行し、豊栄団地横を通過し、豊通を終点とする延長約750メートルの市道で、

昭和50年代中ごろに豊栄団地付近の一部区間が舗装化され、その後整備区間が空知川河川敷地内であることから、並木公園など周辺整備にあわせ、河川協議を経ながら平成元年から4年にかけて整備されたものであります。現在の道路形態は、2車線を確保した車道幅員5.5メートルであり、市道としては標準的な構造となっております。市道の整備につきましては、道路形状や整備の緊急性、地域要望、事業採択要件等から判断しており、現在は砂利道等の未整備区間や凍上等による老朽化が著しい箇所及び利用状況から2次改築を要する区間の整備を進めているところであります。また、歩道整備につきましても道路利用者の安全確保を目的として通学路に指定された道路や車両、歩行者の通行量の多い道路を優先的に整備を進めてきたところであります。そのような状況にありますことから、豊栄河畔通の歩道整備等の2次改築事業につきましては、現在進めております事業が優先しますことから、早期な整備は難しいものと思われませんが、当面は維持的な対応を含め、現状の道路管理の中でどのような対応ができるか検討しながら、全市的な道路整備計画の中で事業の可能性について検討してまいりますので、ご理解いただきたくお願ひ申し上げます。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 お答えの流れは、理解いたしました。その中で、ここは今答弁にもありましたけれども、車道ということで5.5メートルで、歩道がないわけですね。横に並木公園があるだろうとおっしゃられますけれども、私は道路である以上歩道と車道が一緒であって道路だという認識があったものですから、何せ5.5メートル、車がやっとなすり違って、人が通ったら草むらの土手のほうによけていくか、雪のないときはそれが可能なのです。雪のあるときは、雪山の上には上らないと避けられない。時には雪が降って除雪されても車がすれ違ふことが困難なときは、相手の車が行ってから車がまた動くと、その中に人がいたときには雪山からしばらくおりられないわけですね。それは私も体験している

から、こういう話になるのですけれども、それで歩道の整備の考え方については本当に今の答弁で私理解したのです。けれども、立派な歩道をつけれなんて私は到底思っていないのです。だけれども、今の現状で歩道らしきものを整備しようと思ったらできるのではないかなというふうに思っているのです。その中で、お答えでは当面維持的な対応を含めてというふうなお答えがあったものですから、どのような対応を考えられるのかなというふうに思いますので、お考えを聞かせてください。お願いいたします。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 維持的な対応についてありますが、現状の道路部分において例えば道路側溝スペースや路肩部分の活用ですとか、冬期間においては利用状況を見ながら拡幅除雪等の実施などありますが、そのほかどのような対応が可能か検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 わかりました。よろしくお願いいたします。

以上で質問終わります。

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時31分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)